

汚染土壌の搬出等に関する規制

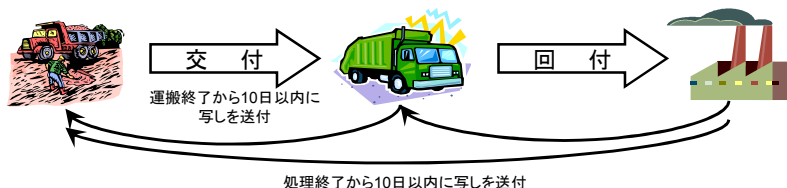
要措置区域及び形質変更時要届出区域から搬出される土壌に適用されます。

< 汚染土壌の運搬と処理 >

- ・汚染土壌の搬出の14日前までの届出が必要です。(16条)
→計画が運搬基準に違反している等の場合には、計画変更命令が発出されます。
- ・運搬基準に従い運搬しなければなりません。(17条)
- ・汚染土壌処理業者に処理を委託しなければなりません。(18条)
→運搬基準に従って適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壌の処理を処理業者に委託しなかった場合には、措置命令が発出されます。(19条)

< 汚染土壌管理票の交付及び保存の義務 >

運搬・処理の委託者及び受託者は、汚染土壌処理にかかる管理票を交付・保存等する必要があります。(20条) 管理票は5年間保存しなければなりません。



< 汚染土壌処理業 >

汚染土壌の処理を業として行おうとするものは、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(汚染土壌処理施設)ごとに、県の許可を受ける必要があります。(22条)



浄化等処理施設



分別等処理施設

汚染土壌の処理は、浄化等処理施設、分別等処理施設、埋立処理施設、セメント製造施設のいずれかで中間処理及び処分を行います。



埋立処理施設



セメント製造施設

【出典】中央環境審議会 土壌農業部会 土壌制度小委員会資料

土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置や、汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等によって、土壌汚染対策の実施を図り、人の健康保護を目的としています。

土壌汚染状況調査の契機、区域の指定

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(3条)
- ・土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更時(4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき(5条)

自主的な調査において土壌汚染が判明した場合において、土地所有者等が、県に区域の指定を申請(14条)

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

調査対象項目
揮発性有機化合物(VOC)、
重金属類、農薬等 26項目

指定基準
1 直接摂取によるリスク 含有量基準
2 地下水の摂取によるリスク 溶出量基準

規制対象区域の分類

①要措置区域(6条)

汚染土壌の摂取経路があり*、健康被害の生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置(7条)
→土地の形質の変更の禁止(9条)

②形質変更時要届出区域(11条)

汚染土壌の摂取経路がなく、健康被害の生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域
→土地の形質の変更時に県に計画の届出が必要(12条)

【摂取経路の遮断が行われた場合】

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

*「汚染土壌の摂取経路がある」とは、地下水が飲用として利用されているか、一般人が立入ることができる状態にあることをさします。

区域指定された土地、指定解除された土地に関する台帳は、環境保全課で閲覧が可能です。

一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出

工事着手の30日前までに
一定規模*以上の
形質の変更の届出

汚染のおそれの基準の
該当性の判断

調査命令の発出

調査実施

汚染された土壌が土地の形質変更により拡散することを防ぐため、一定規模* (3,000㎡または900㎡)以上の土地の形質の変更にあたっては30日前までに県への届出が義務づけられています。届出された土地が特定有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合、土壌汚染の調査を命令し、その結果汚染が確認された場合には、規制対象区域に指定されることとなります。

Q.届出が必要となるのはどのような行為ですか？

土壌の掘削や盛土など土地の形状を変更する行為であつて、その範囲が一定規模*以上となるものです。

※「一定規模」について
通常は、3,000㎡以上の土地の形質の変更が、届出の対象となります。
ただし、下記の土地については、900㎡以上で、届出の対象となります。
・現に有害物質使用特定施設が設置されている操業中の工場又は事業場の敷地
・土壌汚染状況調査の一時免除中の土地
詳しくは、各保健所までお問い合わせください。

Q.調査命令の対象となるのは、どういう土地ですか？

カドミウム等の重金属、揮発性有機化合物、農薬等の特定有害物質によって、土壌汚染のおそれがあると認められる土地です。例えば、過去の土壌調査によって土壌汚染が確認されている土地や、ガソリンスタンド跡地、有害物質を取り扱う施設の跡地等が該当します。



<汚染のおそれを判断する土地基準>規則26条

- ① 特定有害物質による汚染が土壌の指定基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地

届出・相談窓口

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ○北部地区
北部保健所 生活環境班 0980-52-2636 | ○南部地区
南部保健所 環境保全班 098-889-6846 |
| ○中部地区
中部保健所 環境保全班 098-938-9787 | ○宮古地区
宮古保健所 生活環境班 0980-72-3501 |

Q.調査命令とはどのようなものですか？

- 調査対象となる土地の場所
- 調査対象となる特定有害物質の種類
- 調査を行う理由
- 報告期限

以上の点について書面によりお知らせします。調査命令をうけた土地の所有者、管理者又は占有者は、指定調査機関に土壌汚染状況調査を依頼する必要があります。

指定調査機関とは

国または県の指定を受けた土壌調査を実施する機関。土壌汚染対策法に基づく調査(3条、4条、5条調査)は、指定調査機関に実施させなければなりません。

○届出範囲＝調査対象ではありません！

掘削範囲のうち土壌汚染のおそれがある範囲が調査命令の対象となります。

Q.届出は誰が行うものですか？

土地の形質の変更に関する計画の内容の決定者が届出を行います。

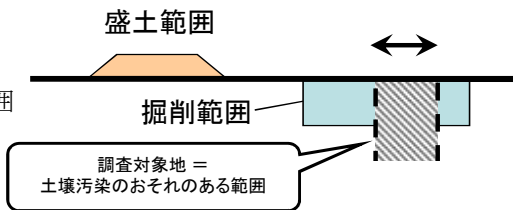
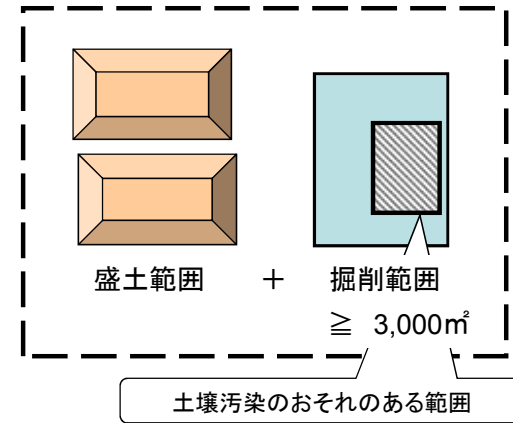
例えば、土地を借りて開発行為等を行う場合には、開発業者が届出を行います。工事の請負の発注者と受注者とは、計画の内容の決定権をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が届出を行うことになります。

Q.届出にはどのような書類が必要ですか？

- ① 申請書(沖縄県環境保全課のホームページからダウンロードできます。)
- ② 土地の形質の変更の範囲がわかる図面
- ③ 土地の形質の変更の実施について土地の所有者等の同意書*

* 届出者が形質の変更を行う土地所有者等でない場合には、工事請負契約書や土地の所有者等が形質の変更を行うことに同意していることを証する書面を添付して下さい。

事業対象範囲



<お知らせ>工事区域が那覇市内の方へ

那覇市内での届出・相談については、**那覇市環境保全課(098-951-3229)**まで、お願いします

- 八重山地区
八重山保健所 生活環境班 0980-82-3243